

独評委第 20 号
平成 28 年 12 月 8 日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

独立行政法人評価制度委員会
委員長 野路 國夫
(公印省略)

平成 28 年度末に中期目標期間が終了する厚生労働大臣所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容並びに当該期間終了時に見込まれる中期目標期間の期間における業務の実績の評価について（意見等）

当委員会は、平成 28 年 9 月 27 日及び 9 月 29 日付けをもって通知のあった標記について、別紙のとおり意見等を取りまとめたので、通知します。

I. 平成 28 年度末に中期目標期間が終了する厚生労働大臣所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容についての意見

1. 各大臣所管法人共通事項

平成 28 年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容（以下「見直し内容」という。）について、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、以下のとおりである。

- 独立行政法人は、主に税金を原資とした運営費交付金によって運営され、国の政策を実現するための実施機関として法人格を付与され、国民生活や社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業を実施するものであることに鑑みれば、法人を存続させる必要性や業務を継続して行わせる意義について、主務大臣は、中（長）期目標期間終了時における見直しの機会を通じて、法人の業務及び組織に関し国民に対する説明責任を果たすことが必要である。

しかし、当委員会が見直し内容を点検したところ、見直しの結果講ずる措置の内容のみが記載され見直しに至った背景等が記載されていないものや、措置を講じない事項については何ら記載されていないものが見受けられた。

今後、法人の業務及び組織に関する見直しに当たっては、当該法人を取り巻く政策課題、社会経済情勢等や、国の政策における当該法人の位置づけ、当該法人の役割（ミッション）や達成すべき成果を明確にした上で、見直しに至った背景、見直しを行った内容及び見直しの結果講ずることとする措置の内容を説明するとともに、措置を講じないこととする場合にもその考え方、理由等を説明すること。

II. 平成 28 年度末に中期目標期間が終了する厚生労働大臣所管独立行政法人の当該期間終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価についての意見等

1. 各大臣所管法人共通事項

平成 28 年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人の、当該目標期間終了時に見込まれる中（長）期目標の期間における業務の実績の評価（以下「見込評価」という。）について、全体を通じて意見を述べる必要がある事項は、以下のとおりである。

なお、下記の意見に関しては、当委員会としても、今後の中長期的な課題として、アウトカムに着目した目標や定量的な目標を設定することが困難な業務や、成果の創出やアウトカムの実現まで相当期間を要する業務や外部要因の影響が大きい業務等について、法人の成果を測るにふさわしい目標の在り方について議論を深めていくこととする。

- 適切な評価を実施するためには、①法人が達成すべき成果をあらかじめ目標において明確にしておくこと、②事後に測定された実績が当該目標水準に対してどの程度達成したのかについて客観的な根拠やデータを明確にすること、の 2 点が必要である。

しかし、当委員会が見込評価を点検したところ、法人の成果を測定するにふさわしい目標が設定されていないなどにより、一部の法人では評価を付すに至った具体的な根拠等が目標との関連において十分に説明できていない状況が見られた。

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日改定）においては、上記①を分かりやすく示す観点から、例えば中期目標管理法については、できる限り「アウトカムに着目した目標を定める」「定量的な目標を定め

る」ことを基本としつつも、これらが困難又は適切でない場合には「アウトカムの目標を定めることは要しない」「定性的な目標と関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定める」など、法人ごとに工夫することも可能としている。国立研究開発法人についても、同趣旨の取扱いが定められている。

次期中（長）期目標の策定に当たっては、国の政策における法人の位置づけ、法人に与えられた役割（ミッション）、業務の性質（成果実現に要する期間、外部要因が及ぼす影響等）、組織の特性（組織の規模・構成を踏まえたマネジメントの在り方等）などに照らして、何が法人の成果を測るにふさわしい目標であるかを十分に検討した上で、適切な目標を設定すること。

2. 独立行政法人労働政策研究・研修機構

当該法人に係る見込評価について意見を述べる必要がある事項は、以下のとおりである。

【労働政策研究に係る評価の適切な実施】

- 「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定、平成27年5月25日改定）により、「A」評定を付す場合は、評価書において①所期の目標を上回る成果が得られていると認められること、又は②業務実績を定量的に測定し難い場合は「難易度を高く設定した目標の水準を満たしている」ことが具体的根拠として説明される必要がある。

これを基に、当該法人の「労働政策研究の実施体制、厚労省との連携等」及び「成果の取りまとめ及び評価」の項目について評価の状況をみると、いずれの項目もあらかじめ難易度は高く設定されていないため、所期の目標を上回る成果が得られていることが説明されていないなければならないところ、評価書の内容は以下のような状況となっている。

- i) 研究への政策ニーズの反映や迅速・的確な対応等の実施状況について、「中長期的な視点に立った幅広い分野の体系的な研究を実施」、「厚生労働省、学識者等との意見交換によりニーズを踏まえた研究を実施」、「厚生労働省からの緊急のニーズを把握、迅速・的確な対応」等と説明されているが、目標に対する成果の程度が分かる説明とはなっていない。
- ii) 「審議会等における引用件数」や「国会審議における引用件数」が、それぞれ前期年平均と比して大きく増加していることを挙げ、調査研究の成果として説明しようとする努力はなされているが、これらは、政策立案等の過程では外部から求められる場合が多くなることが想定されるなど、その時々状況に大きく影響されると考えられ、また、元々達成すべき目標として設定されておらず目標に対する成果の程度を説明するものとなっていない。

したがって、当該項目について、当該法人に求める役割や達成すべき目標及び当該法人の業務実績を踏まえた評価の実施状況についての説明責任を果たすことができるよう、今後、中期目標期間における業務実績評価を行うに当たり、評定を付すに至った具体的な根拠等を十分に説明した上で、適正かつ厳格に評価を行うこと。